



長野県訓令第3号

本庁内部部局
現地機関
労働委員会事務局

長野県職員服務規程(昭和40年長野県訓令第16号)の一部を次のように改正し、平成25年4月1日から施行します。

平成25年3月29日

長野県知事 阿部守一

第9条第3項中「に、亡失の場合にあつては所定の実費を、損傷の場合にあつては損傷したき章」を「を、所定の実費」に改める。

人事課

長野県訓令第4号

本庁内部部局
現地機関

職務に専念する義務の特例に関する訓令(昭和61年長野県訓令第9号)の一部を次のように改正し、平成25年4月1日から施行します。

平成25年3月29日

長野県知事 阿部守一

本則の1の表中

「長野以北並行在来線対策協議会 幹事長」を

「長野以北並行在来線対策協議会 幹事長 事務局長」

に、

「(財)長野県文化振興事業団」を

「一般財団法人長野県文化振興事業団」に、

「(財)長野県暴力追放県民センター」を

「公益財団法人長野県暴力追放県民センター」に、

「(財)長野県生活衛生営業指導センター」を

「公益財団法人長野県生活衛生営業指導センター」に、

「(財)長野県下水道公社 理事 監事 評議員」

「(社)長野県浄化槽協会 参与 常任理事 理事」

を

長野県生活排水広報委員会	委員長 委員
公益財団法人長野県下水道公社	理事 評議員 請負人選定委員
公益社団法人長野県浄化槽協会	参与 理事

に、

「(社)長野県産業廃棄物協会」を

「一般社団法人長野県資源循環保全協会」に、

「(財)中部産業・地域活性化センター」を

「公益財団法人中部圏社会経済研究所」に、

長野県デザイン振興協会	顧問 アドバイザー
一般社団法人長野県発明協会	副会長

を

長野県デザイン振興協会	アドバイザー
一般社団法人長野県発明協会	副会長 運営委員 理事

に、

「副理事長 理事 評議員」を「理事 評議員 委員」

に、

AREC・Fiiプラザ	幹事
-------------	----

を

AREC・Fiiプラザ	幹事
長野技能五輪ムーブメント推進委員会	委員

に、

信州農産物PR協会	副会長 理事
-----------	--------

を

信州農産物PR協会	副会長
-----------	-----

に、

「副理事長 理事」を「理事」に、

「理事長 参与 監事」を「副理事長 参与 監事」に、

(財)長野県林業労働財団	理事
--------------	----

を

一般財団法人長野県林業労働財団	理事 評議員
-----------------	--------

に、

「(社)長野県林業公社」を

「公益社団法人長野県林業公社」に、

「(財)長野県林業用苗木安定基金協会」を

「一般財団法人長野県林業用苗木安定基金協会」に改める。

本則の2の表中「(財)飯伊地域地場産業振興センター」を

「公益財団法人南信州・飯田産業センター」に改める。

本則の4の表中

国営アルプスあづみの公園建設連絡協議会	幹事
---------------------	----

を

国営アルプスあづみの公園建設連絡協議会	幹事
公益財団法人長野県下水道公社	請負人選定委員

に改める。

本則の5の表中

(財)長野県下水道公社	評議員
-------------	-----

を

公益財団法人長野県下水道公社	請負人選定委員
----------------	---------

に、

一般社団法人長野県発明協会	評議員
長野県デザイン振興協会	顧問 アドバイザー
公益財団法人長野県テクノ財団	委員 理事

を

一般社団法人長野県発明協会	技術顧問
長野県デザイン振興協会	アドバイザー

に改める。

人事課